

真木地区簡易水道施設整備工事（県道舗装本復旧工）

「一般競争入札」公告

大月市が発注する真木地区簡易水道施設整備工事（県道舗装本復旧工）は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年9月19日

大月市長 小林 信 保

1 入札に付する工事概要等

- (1) 工 事 名 真木地区簡易水道施設整備工事（県道舗装本復旧工）
（以下「対象工事」という。）
- (2) 工事場所 大月市大月町真木地内
- (3) 工事概要 対象工事は、舗装工である。
舗装本復旧工
表層工 再生密粒度 As $t=5\text{ cm}$ $A=974\text{ m}^2$
表層工 密粒度ギャップ As $t=5\text{ cm}$ $A=6,060\text{ m}^2$
管路工（給水管布設工）
給水管取出工（県道） $\phi 25\times 1$ 箇所
給水管取出工（県道） $\phi 20\times 49$ 箇所
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年3月14日
- (5) 予定価格 87,160,000円（※税抜き価格）

2 入札に参加する者に必要な資格

大月市における土木一式工事の指名競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、大月市長より対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 大月市内に本店を有し、令和6年9月1日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の土木一式の総合評点が800点以上である者。
- (2) 契約締結日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日以前6月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。あるいは「大月市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中の者でないこと。

7 入札執行及び開札

- (1) 入札執行日、開札日 令和6年10月29日 午後1時30分
- (2) 低入札調査基準価格 有
- (3) 入札保証金は見積金額の100分の5以上とする。但し、この工事の入札に係る入札保証金の納付については、大月市財務規則の規定に関わらず、現金、小切手及び有価証券による納付はできないものとし、次の各号により納付を免除する。
 - ア 保険会社との入札保証保険契約の締結
 - イ 金融機関との契約保証の予約
 - ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との契約保証の予約
- (4) 次の入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した入札参加資格のない企業体の行った入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした企業体の行った入札
 - ウ 大月市競争契約入札心得に違反した入札
 - エ 入札参加資格の確認を受けた企業体であっても、確認後、会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされた構成員が含まれる企業体者、あるいは大月市から指名停止措置を受けて入札時において指名停止期間中である構成員が含まれる企業体が行った入札

8 工事請負契約

- (1) 契約保証金（契約額の10/100以上）を納付のこと。但し、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 前払金 有
※中間前金払又は部分払を選択請求可

9 その他

- (1) 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) その他公告内容について不明な点は、次に照会すること。

大月市 総務部 総務管理課 管財担当

〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号

電話 0554（23）8001